

京情個審答申第19号
令和5年2月28日

京都府公安委員会
委員長 森田 雅之 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

個人情報利用不停止決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和3年6月11日付け公委第555号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が利用不停止決定とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年10月2日、審査請求人は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第22条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に〇警察署が取得した請求人の指掌紋記録ほか鑑識資料にある請求人に関する一切の情報及び提供済みで京都府警察以外が保有する当該情報」について利用停止請求を行った（以下「本件請求」という。）。
- 2 令和2年10月28日、処分庁は、本件請求に対して、本件請求に係る個人情報 は、条例第31条第2項第1号の規定により利用停止請求の適用が除外となるため、利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報利用不停止決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和2年12月21日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和3年6月11日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁は、利用不停止の理由として条例第31条第2項第1号の規定により請求の適用除外となるとしたが、当該規定は刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分にかかる個人情報を適用除外と定めているところ、犯罪者である司法警察職員が処分を行うことを想定していないし、当該司法警察職員は個人情報の取得の際に当条例第4条に違反するばかりか、警察に強制権限があるような虚偽の説

明をして請求人を欺いた上で取得し人権を著しく害しているのであるから直ちに利用停止をしなければならない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明によると、処分庁が本件審査請求において主張している内容は、概ね次のとおりである。

本件請求に対し、処分庁は、対象となる個人情報を調査した結果、本件請求に係る資料は通常、検挙された被疑者について作成する書類等であることから「司法警察職員が行う処分」に該当し、利用停止請求の適用が除外されるものであると判断した。

第6 審議会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

刑事事件に係る裁判、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分、刑の執行等に係る個人情報については、条例第31条第2項の規定により、条例第22条の規定による利用停止請求等の規定は適用しないこととされている。

諮問庁の説明によると、審査請求人が利用停止を求める個人情報が記録された資料は、通常、検挙された被疑者について作成する書類等であることから、「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当するとのことであり、諮問庁の説明には不合理な点はないと考えられ、そして、これを覆すような特段の事情も認められない。

したがって、本件請求の対象となっている個人情報は、条例第31条第2項第1号の規定により適用除外とされる「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報であると認められる。

以上のことから、本件請求の対象となっている個人情報は、条例第31条第2項第1号に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る個人情報に該当することから利用停止請求の規定は適用されないとしてなされた本件処分は、妥当である。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 6月11日	諮問書の受理
令和3年 7月29日	第1回審議会
令和3年10月11日	第2回審議会
令和5年 2月 8日	第3回審議会
令和5年 2月28日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員 (部会長)	山 本 克 己
委員	野 崎 治 子 (第2回審議会まで)
委員	奥 野 美奈子 (第3回審議会から)
委員	原 田 大 樹
委員	宮 本 恵 伸
委員	山 舗 恵 子